

「刑の一部猶予」初適用か

千葉地裁判決 覚醒剤事件の被告人に

千葉地裁は二日、覚せい剤取締法違反の罪に問われた女性被告人に、一日から始まった「刑の一部執行猶予制度」を適用、懲役二年の実刑とし、そのうち六カ月については保護観察付き執行猶予二年とする判決（求刑懲役三年）を言い渡した。同制度の適用は全国初とみられる。

地裁によると、判決を受けたのは齋藤久美子被告

（三七）。今回の判決では一年半の実刑となり、その後二年間保護観察下で過ごし、この間に再び罪を犯さなければ収容されることはない。

判決で長尾洋子裁判官は、齋藤被告が執行猶予中に再び覚醒剤を所持、使用したと指摘。同制度を適用した理由は「薬物再乱用防止プログラムを備えた保護観察所の下で薬物離脱のた

めの適切な指導を受けさせる期間を十分に設けることが有用で、相当だ」とした。

一部執行猶予は懲役や禁錮刑の一部を猶予して社会の中で更生させ、再犯を防止するための制度。対象は薬物使用者や初めて実刑となった被告らで、三年以下の懲役・禁錮刑のうち、一部の刑の執行を裁判所の判断で一〜五年猶予する。

薬物使用者の再犯の場合、猶予期間中は保護観察が付き、国の再犯防止プログラムを受けたり、保護観

察官らと定期的に面談したりしながら、社会内で薬物依存からの立ち直りを目指す。

齋藤被告は昨年三月にも、同罪で懲役二年六月、執行猶予四年の判決を言い渡されているため、今回の判決が確定すれば、前回の猶予が取り消され、服役期間が加算されることになる。

2日

名古屋	24.9	(晴)
岐阜	24.3	(晴)
高山	18.7	(晴)
高津	22.6	(晴)
尾鷲	25.4	(晴)
静岡	24.1	(曇)
浜松	23.7	(晴)
彦根	21.3	(晴)
長野	18.6	(晴)